

議案第48号

職員の分限に関する条例等の一部改正について

職員の分限に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和元年9月3日提出

天理市長 並 河 健

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(平成2年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年9月天理市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項
第3号」に改める。

(天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第5条 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成25年3月天
理市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項第4号ア及び第42条第2項第4号ア中「第7条第5項第4号
イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

(天理市消防団条例の一部改正)

第6条 天理市消防団条例(平成25年3月天理市条例第13号)の一部を次のよ
うに改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を
「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第6条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部改正)

第7条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を
削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条及び第6条の
規定は、公布の日から施行する。